

仕 様 書

建物名称 仙台第4合同庁舎

所 在 地 仙台市宮城野区鉄砲町1番地

業務種目 構内交換電話設備保守点検

契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

仕 様

この業務は構内交換電話設備の保守点検に万全を期し、常時良好な状態において運用できるようにするものである。

1. 受注者の資格

電気通信事業法に基づく工事担任者「総合通信」の資格を有すること。

2. 交換装置の保守点検

月1回各機能を点検し、その状態を記録するとともに異常を発見した場合は速やかに正常に復すこと。

3. 故障時の処理

事故及び障害発生により通信に支障を生じた場合は、速やかに受注者の負担により点検、整備又は復旧を行うものとする。ただし、その障害等の発生原因が誠実な保守をもってしても防ぎ得なかったものと認められた場合は、この限りではない。

4. 保守点検用工具・材料

保守点検用機器、消耗品（ランプ、ヒューズを含む）は受注者の負担とする。

5. 保守点検対象機器

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 日立 CX-01 IP-PBX主装置（288回線） | 1台 |
| ② 多機能電話機（停電対応電話機8台含む） | 43台 |

6. 保守点検項目

- ① 本体装置・架・コネクタ・各種表示ランプ確認試験
- ② 局線発着信接続試験
- ③ 内線相互接続試験
- ④ 専用線発着信接続試験
- ⑤ 各種信号音確認試験
- ⑥ 稼働状態・ロギング出力
- ⑦ 内蔵電源装置機能確認試験
- ⑧ 他機能試験

7. 除外事項

電話交換機及び電話機の増設、移転、改造、撤去等の変更工事は、原則として本契約に含まないものとする。

8. 作業終了後は、点検（修理）報告書を提出すること。

9. その他必要事項は、係官の指示に従うほか別途協議する。